

日本国厚生労働省とベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省との
労働と社会福祉分野における協力の覚書

日本国厚生労働省及びベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省（以下「両省」という。）は、友好関係を強化し、相互に関心を有する労働と社会福祉分野での協力を共に進める意思を持っている。

このため、両省はここに以下の労働・社会福祉分野で協力を進めることについて検討することで一致した。

1. 労働安全衛生、労使関係、賃金政策
2. 雇用に繋がる技能開発、職業訓練及び国家技能検定制度
3. 社会保険及び失業保険に関する法律、政策、関連制度
4. 高齢化に対応する社会福祉制度
5. 双方の関心分野における両省所管の施設間の協力促進
6. 双方の合意による他の協力分野

さらに、両省は相互の関心に基づく協力分野を更に検討することで一致した。両省は、本覚書が初期の協力や見通しのための一般原則及び重要事項を規定することのみを目的とするものであることについて、認識が一致した。

両省は、本覚書に関するあらゆる事項の履行を管理し、双方の意思疎通を高めるための以下の連絡窓口を個々に任命する。

ベトナム側は、労働・傷病兵・社会問題省国際協力局とする。

日本側は、厚生労働省国際課とする。

本覚書は、署名の日から開始し、その本覚書の下での協力は、5年間続くものとする。本覚書による協力は自動的に引き続き5年間延長される。本覚書による協力は、一方

が、本覚書の終了を希望する日の6箇月前までにその旨の通知を相手方に書面により行うことで終了することができる。

本覚書は、拘束力を持たない文書として英文で2通作成され、2014年5月13日に東京において署名された。

日本国厚生労働省の代表

ベトナム社会主義共和国労働・傷病
兵・社会問題省の代表
